

児童虐待防止対策に関する最近の動向

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

※下線部は衆議院による修正部分

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合には、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。
その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等に移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧)については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

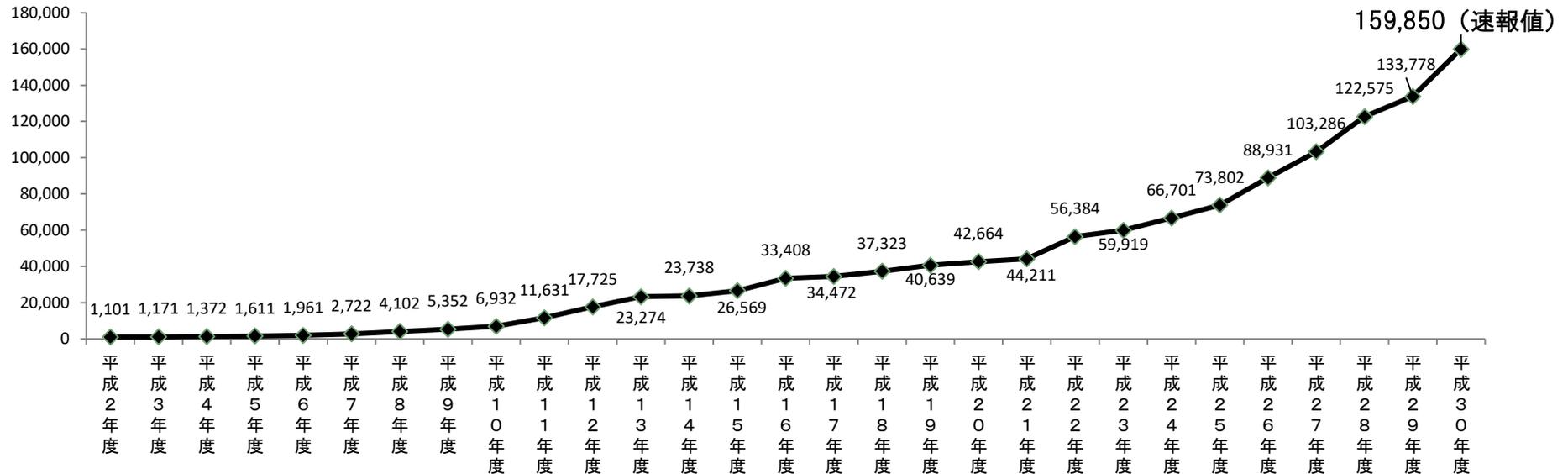
平成30年度中に、全国212か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は159,850件（速報値）で、過去最多。

※ 対前年度比119.5%（26,072件の増加）

※ 相談対応件数とは、平成30年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

※ 平成30年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る

2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(速報値)
件数	42,664	44,211	注) 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850
対前年度比	105.0%	103.6%	-	-	111.3%	110.6%	120.5%	116.1%	118.7%	109.1%	119.5%

注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（平成29年度：72,197件→平成30年度：88,389件（+16,192件））
- 警察等からの通告の増加（平成29年度：66,055件→平成30年度：79,150件（+13,095件））

（平成29年度と比して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取り）

- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。

児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県、指定都市、児童相談所設置市別)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合
	平成29年度	平成30年度 (速報値)	対前年度増減件数	
1 北海道	3,220	3,780	560	117%
2 青森県	1,073	1,413	340	132%
3 岩手県	1,088	1,178	90	108%
4 宮城県	727	894	167	123%
5 秋田県	460	464	4	101%
6 山形県	271	413	142	152%
7 福島県	1,177	1,549	372	132%
8 茨城県	2,256	2,687	431	119%
9 栃木県	1,232	1,336	104	108%
10 群馬県	1,079	1,312	233	122%
11 埼玉県	10,439	12,374	1,935	119%
12 千葉県	6,811	7,547	736	111%
13 東京都	13,707	16,967	3,260	124%
14 神奈川県	4,904	5,838	934	119%
15 新潟県	1,482	1,905	423	129%
16 富山県	794	848	54	107%
17 石川県	438	566	128	129%
18 福井県	553	638	85	115%
19 山梨県	757	904	147	119%
20 長野県	2,048	2,370	322	116%
21 岐阜県	1,095	1,405	310	128%
22 静岡県	1,304	1,718	414	132%
23 愛知県	4,364	4,731	367	108%
24 三重県	1,670	2,074	404	124%
25 滋賀県	1,400	1,638	238	117%
26 京都府	1,528	1,984	456	130%
27 大阪府	11,306	12,208	902	108%
28 兵庫県	3,614	4,778	1,164	132%
29 奈良県	1,481	1,825	344	123%
30 和歌山県	1,142	1,328	186	116%
31 鳥取県	76	80	4	105%
32 島根県	203	300	97	148%
33 岡山県	497	541	44	109%
34 広島県	2,053	2,243	190	109%
35 山口県	526	742	216	141%

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合
	平成29年度	平成30年度 (速報値)	対前年度増減件数	
36 徳島県	634	756	122	119%
37 香川県	1,181	1,375	194	116%
38 愛媛県	726	890	164	123%
39 高知県	326	420	94	129%
40 福岡県	3,084	3,513	429	114%
41 佐賀県	248	351	103	142%
42 長崎県	630	898	268	143%
43 熊本県	545	624	79	114%
44 大分県	1,321	1,735	414	131%
45 宮崎県	1,136	1,379	243	121%
46 鹿児島県	818	1,131	313	138%
47 沖縄県	691	1,100	409	159%
48 札幌市	1,913	1,885	▲ 28	99%
49 仙台市	695	901	206	130%
50 さいたま市	2,656	2,960	304	111%
51 千葉市	1,103	1,513	410	137%
52 横浜市	4,825	6,403	1,578	133%
53 川崎市	2,411	2,804	393	116%
54 相模原市	1,132	1,432	300	127%
55 新潟市	676	888	212	131%
56 静岡市	590	618	28	105%
57 浜松市	474	575	101	121%
58 名古屋市	2,898	3,394	496	117%
59 京都市	1,328	1,670	342	126%
60 大阪市	5,485	6,316	831	115%
61 堺市	1,621	2,170	549	134%
62 神戸市	1,576	1,748	172	111%
63 岡山市	436	431	▲ 5	99%
64 広島市	1,625	1,776	151	109%
65 北九州市	1,139	1,487	348	131%
66 福岡市	1,292	1,908	616	148%
67 熊本市	703	908	205	129%
68 横須賀市	656	795	139	121%
69 金沢市	429	518	89	121%
全国	133,778	159,850	26,072	119%

※指定都市、児童相談所設置市の件数は、都道府県の件数の外数である。

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成30年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成21年度	17,371 (39.3%)	15,185 (34.3%)	1,350 (3.1%)	10,305 (23.3%)	44,211 (100.0%)
平成22年度	21,559 (38.2%)	18,352 (32.5%)	1,405 (2.5%)	15,068 (26.7%)	56,384 (100.0%)
平成23年度	21,942 (36.6%)	18,847 (31.5%)	1,460 (2.4%)	17,670 (29.5%)	59,919 (100.0%)
平成24年度	23,579 (35.4%)	19,250 (28.9%)	1,449 (2.2%)	22,423 (33.6%)	66,701 (100.0%)
平成25年度	24,245 (32.9%)	19,627 (26.6%)	1,582 (2.1%)	28,348 (38.4%)	73,802 (100.0%)
平成26年度	26,181 (29.4%)	22,455 (25.2%)	1,520 (1.7%)	38,775 (43.6%)	88,931 (100.0%)
平成27年度	28,621 (27.7%)	24,444 (23.7%)	1,521 (1.5%)	48,700 (47.2%)	103,286 (100.0%)
平成28年度	31,925 (26.0%)	25,842 (21.1%)	1,622 (1.3%)	63,186 (51.5%)	122,575 (100.0%)
平成29年度	33,223 (24.8%)	26,821 (20.0%)	1,537 (1.1%)	72,197 (54.0%)	133,778 (100.0%)
平成30年度 (速報値)	40,256 (25.2%) (+7,033)	29,474 (18.4%) (+2,653)	1,731 (1.1%) (+194)	88,389 (55.3%) (+16,192)	159,850 (100.0%) (+26,072)

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

※ 平成30年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る。

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○ 平成30年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等からの通告が多くなっている。

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
21年度	6,105 (14%)	1,237 (3%)	7,615 (17%)	504 (1%)	5,991 (14%)	317 (1%)	226 (1%)	1,715 (4%)	1,401 (3%)	6,600 (15%)	5,243 (12%)	7,257 (16%)	44,211 (100%)
22年度	7,368 (13%)	1,540 (3%)	12,175 (22%)	696 (1%)	6,859 (12%)	343 (1%)	155 (0%)	2,116 (4%)	1,584 (3%)	9,135 (16%)	5,667 (10%)	8,746 (16%)	56,384 (100%)
23年度	7,471 (12%)	1,478 (2%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,442 (11%)	327 (1%)	202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)	59,919 (100%)
24年度	7,147 (11%)	1,517 (2%)	13,739 (21%)	773 (1%)	6,559 (10%)	293 (0%)	221 (0%)	2,653 (4%)	1,598 (2%)	16,003 (24%)	6,244 (9%)	9,954 (15%)	66,701 (100%)
25年度	7,393 (10%)	1,554 (2%)	13,866 (19%)	816 (1%)	6,618 (9%)	290 (0%)	179 (0%)	2,525 (3%)	1,680 (2%)	21,223 (29%)	6,498 (9%)	11,160 (15%)	73,802 (100%)
26年度	7,806 (9%)	1,996 (2%)	15,636 (18%)	849 (1%)	7,073 (8%)	281 (0%)	155 (0%)	2,965 (3%)	1,714 (2%)	29,172 (33%)	7,256 (8%)	14,028 (16%)	88,931 (100%)
27年度	8,877 (9%)	2,059 (2%)	17,415 (17%)	930 (1%)	7,136 (7%)	246 (0%)	192 (0%)	3,078 (3%)	1,725 (2%)	38,524 (37%)	8,183 (8%)	14,921 (14%)	103,286 (100%)
28年度	9,538 (8%)	1,997 (2%)	17,428 (14%)	1,108 (1%)	7,673 (6%)	235 (0%)	203 (0%)	3,109 (3%)	1,772 (1%)	54,812 (45%)	8,850 (7%)	15,850 (13%)	122,575 (100%)
29年度	9,664 (7%)	2,171 (2%)	16,982 (13%)	1,118 (1%)	7,626 (6%)	218 (0%)	168 (0%)	3,199 (2%)	2,046 (2%)	66,055 (49%)	9,281 (7%)	15,250 (11%)	133,778 (100%)
30年度 (速報値)	11,178 (7%) (+1,514)	2,313 (1%) (+142)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (+296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,440 (2%) (+394)	79,150 (50%) (+13,095)	11,449 (7%) (+2,168)	18,138 (11%) (+2,888)	159,850 (100%) (+26,072)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

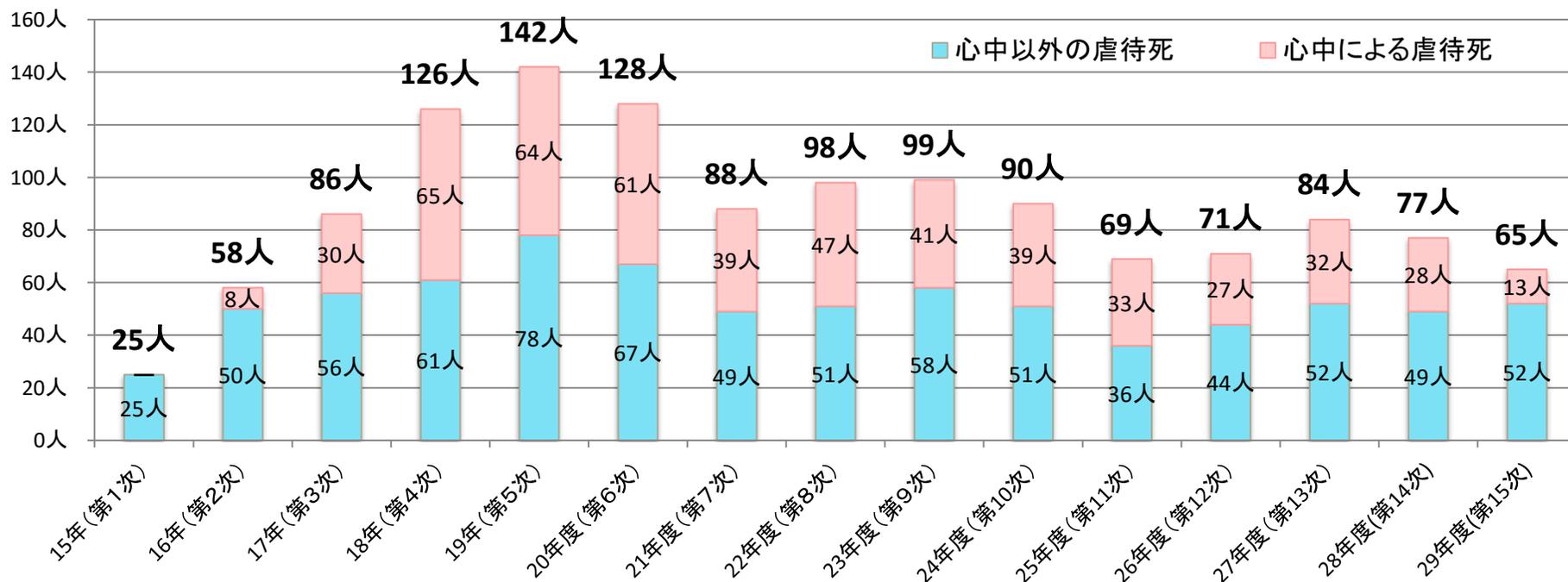
※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

※ 平成30年度の「その他」で最も多いのは、「(他の)児童相談所」が7,455件である。

※ 平成30年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る。

児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第1次から第15次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 735例、779人】

- 0歳児の割合は47.9%、中でも0日児の割合は19.1%。さらに、3歳児以下の割合は77.2%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.1%と最も多い。
- 妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠／計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診の状況が25%強に見られている。
(※第3次報告から第15次報告までの累計)
- 家庭における地域社会との接触がほとんど無い事例は39.1%であった。(※第2次報告から第15次報告までの累計)

第1次から第15次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している（家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い）
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった
- 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

※下線部分は、第15次報告より追加した留意すべきポイント

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）のポイント

概要

平成12年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」第4条第5項に基づき、子ども虐待による死亡事例の背景要因等を分析・検証し、問題点や課題を明らかにするとともに、今後の改善策を講じるため、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、これまで14次にわたって報告を取りまとめたが、今般、第15次報告を取りまとめたところ。

1. 検証・分析

(1) 死亡事例：心中以外の虐待死事例（50例・52人）

※対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日の1年間

○子どもの年齢

・例年同様、0歳が最も多く、うち月齢0か月が
高い割合を占める。

0歳：28例・28人（53.8%） ※1～14次：345人（47.5%）
うち月齢0か月：14例・14人（50.0%） ※1～14次：159人（46.1%）

○実母の抱える問題

・例年同様「遺棄」「予期しない妊娠／計画していない妊娠」
「妊婦健診未受診」が高い割合を占める。

遺棄 19例・19人（36.5%） ※11～14次：45人（24.9%）
予期しない妊娠／計画していない妊娠 16例・16人（30.8%） ※3～14次：176人（27.0%）
妊婦健診未受診 16例・16人（30.8%） ※3～14次：168人（25.8%）

○主な虐待の種類

・例年同様、身体的虐待が最も多い。

身体的虐待 20例・22人（42.3%） ※1～14次：472人（64.9%）
ネグレクト 20例・20人（38.5%） ※1～14次：200人（27.5%）

○加害の動機

・例年同様、「保護を怠ったことによる死亡」「泣きやまないこと
にいらだったため」が比較的高い割合を占める。

保護を怠ったことによる死亡 9例・9人（17.3%） ※2～14次：105人（15.0%）
泣きやまないことにいらだったため 6例・6人（11.5%） ※2～14次：60人（8.5%）

(※) この他、心中による虐待死事例（8例・13人）についても、同様に検証・分析を行っている。

(2) 重症事例（7例・7人）

※調査対象：平成29年4月1日～6月30日の3か月の間に児童相談所が受理した生命の危険に関わる受傷、衰弱死の危険性があった事例

○子どもの年齢

・0歳が3例・3人。

うち月齢8か月児が2例・2人、月齢1か月児が1例・1人

○主な虐待の種類と受傷の要因

・身体的虐待が6例・6人。
・受傷の要因は、頭部外傷が5例・5人。

○関係機関の関与

重症の受傷以前に児童相談所の関与あり：3例、重症の受傷以前に市町村（虐待対応担当部署）の関与あり：4例

2. 個別ヒアリング調査結果の分析

- 検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例（4例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

(1) 事例の概要

- 【事例1】 施設入所歴がある長男が、転居後に実母から頭部に衝撃を与える暴行を受け死亡した事例
- 【事例2】 10代の実父母が予期しない妊娠の後に出産、遺棄し死亡させた事例
- 【事例3】 要保護児童対策地域協議会の対象となっていた長女を、実父母が自宅に放置し死亡させた事例
- 【事例4】 転居にあたり市区町村間で情報共有されていた実母が、次男に揺さぶり行為を行い死亡させた事例

(2) 各事例が抱える問題点とその対応策のまとめ

① 転居や里帰り等により居所が一定しない事案に対する支援（事例1、3）

- 広域的に複数の機関が連携した見守り体制を構築する
- 継続ケースについては、定期的なアセスメントを実施し情報を適切に把握する等、確実なケースの進行管理を行う
- 転入時の子育て世代に対する支援体制の整備を検討する
- 安否確認ができないこと自体をリスクが高いものとして認識する

③ 特定妊婦に対する対応（事例1～4）

- 自ら支援を求めない人へのアウトリーチを検討する
- 若年層の予期しない妊娠や妊娠前からの性に関する相談について、SNS等を活用した相談体制を整備する
- 特定妊婦として関わった情報や支援内容を、その後の子どもの支援にも活かす等、長期的な視野をもった支援を実施する
- 特定妊婦の危険度を明確にするアセスメントツールの統一と、要保護児童対策地域協議会と連携するシステムの構築を検討する
- 妊婦健診の未受診などリスクが高まる情報を共有する体制を検討する

⑤ 施設退所時の支援（事例1）

- 既存の援助マニュアル等を徹底する
- 職員に対する十分な研修やスーパーバイズを行う体制を整備する
- 要保護児童対策地域協議会の活用等、関係機関と連携した支援を実施する
- 継続支援中の状況にとらわれず、新たな虐待通告や家族構成の変化等があった場合は、状況が変化しているという観点をもって対応する

② 家族全体を含めたアセスメント（事例2～4）

- 虐待への対応は家族全体の構造的課題への注意が必要であることを認識し家族全体のアセスメントを行うとともに、状況の変化をふまえた支援を行う
- 保護者の訴えのみに対応するのではなく、家族全体の状況をアセスメントしそれに対応した支援ができるよう働きかける
- 家族に対する支援は、複数の関係機関と情報共有や意見交換を行いながら包括的に行う
- DVと虐待の密接な関係を意識した対応を行う
- DV等の専門家から助言を受ける体制の整備を検討する

④ 虐待を発見する視点（事例1、2、4）

- 児童虐待防止法において、虐待の早期発見が期待されている機関に対して、虐待対応の基礎知識や責務について周知・啓発を徹底する
- 育児不安や育児疲労等によって生じる、保護者の子どもに対する衝動的な感情・行動をコントロールする方法について周知する
- 学校においては、被虐待児への対応とともに、若年妊娠の可能性について認識をもち、組織的な対応の在り方等を検討する

⑥ 支援者側の体制の充実（事例3）

- 支援困難事例に対してチームでかかわる体制を整備する
- 引継ぎルールの明確化、市区町村も含め適切な支援を行うことができる体制を検討する

3.【特集】転居

最近の事例において、転居に伴う課題を指摘されている事例があることを受け、分析が可能であった第5～14次報告までの虐待死事例の中で、心中以外の虐待死事例のうち0か月児を除く事例381人について、転居経験の有無を確認した。

結果

- 「転居経験あり」150人(39.4%)、「転居経験なし」155人(40.7%)、「転居経験不明」76人(19.9%)であった。
- 本特集では「転居経験あり」の事例について、その傾向を検証した。
 - ・ 子どもの死亡時の年齢は、「1歳」が34人(22.7%)と最も多い。
 - ・ 同居家族は、「実父母」63人(42.0%)が最も多く、次いで「ひとり親(離婚)」25人(16.7%)、「内縁関係」24人(16.0%)、「再婚」16人(10.7%)であった。
 - ・ 主たる虐待者について「実母」92人(51.4%)が最も多く、次いで「実父」34人(19.0%)、「母の交際相手」29人(16.2%)であった。
 - ・ 「10代で妊娠・出産を経験している実母」が62人(41.3%)であった。
 - ・ 地域社会との接触は「ほとんど無い」58人(38.7%)が最も多く、次いで「乏しい」36人(24.0%)であった。
 - ・ 親族との接触について、「乏しい」32人(21.3%)や「ほとんど無い」23人(15.3%)が比較的多かった。

考察

- 転居により今までの社会的支援が途切れた中で新しい家族関係を構築する等、家族に大きなストレスがかかっている状況であること、転居により社会的な支援の希薄さや、社会的な孤立が深まっていることが想像できる。
- 転居によりこれまで築いてきた支援が途切れるなど、転居そのものがリスクを高める要因となりうる。
- 転出・転入の自治体間での情報共有はもちろんのこと、市区町村の母子保健担当窓口等では虐待予防の視点を持ち、子育て世代の転入者に対し、確実に相談先や支援策を周知徹底する等、細やかな支援が必要である。
- 施設入所等の経験や児童相談所等が関与している事例が多いこと等から、これらの事例は関与を避けるために転居をしている可能性も考えられる。特に、施設入所後、措置解除後は、関係機関で確実に情報を共有し、支援体制を整えておく必要があるとともに、児童相談所等は、転居等の情報を迅速に把握できる進行管理の仕組みづくりが必要である。
- 転居した事例に対応する場合には、令和元年の児童福祉法等改正法の趣旨も踏まえ、若年妊娠、地域とのかかわりが途切れていること、家族構成の変化など、リスクを高める要因に留意してアプローチするとともに、転出先・転入先において、転居前の状況や転居に伴う状況の変化などが端的に分かる確実な引継ぎ、要保護児童対策地域協議会等を活用したきめ細やかな情報共有、役割分担、関係機関による見守り・支援体制の整備を行い、切れ目のない支援を行うことが望まれる。

1 虐待の発生予防及び早期発見

- ① 妊娠前から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化
 - ・「女性健康支援センター」における専任相談員の配置促進、「子育て世代包括支援センター」の設置促進
 - ・支援が必要な妊婦とする判断基準等の検討や妊婦健診未受診者の対応の徹底
 - ・妊娠に関する相談や子育て相談など、予期しない妊娠をした者も含め相談しやすいよう、SNS等を活用した相談体制の整備の検討
- ② 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整
 - ・未受診等の子どもの状況把握と、里帰り先なども含めた現に居住している場所での支援調整
- ③ 居住の実態が把握できない子ども・家庭に対するフォロー体制の整備
 - ・要保護児童対策地域協議会等を活用した子どもの安全確認
- ④ 精神疾患、身体疾患等があり養育支援が必要と判断される養育者への対応
 - ・医療機関との連携及び育児支援
- ⑤ 虐待の予防に視点をあつた保護者及び関係機関への知識の啓発
 - ・体罰を含む危険な行為についての保護者への周知
 - ・関係機関への知識や責務についての周知

2 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援

- ① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化
 - ・要保護児童対策地域協議会等により共有した情報の適切な活用
- ② 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施
 - ・一時保護実施時・施設入所中から要保護児童対策地域協議会と児童相談所で情報共有することを含め、一時保護解除後・施設退所後・里親委託後に適切な支援を継続して実施
 - ・保護者が家庭引取時の条件を履行しない場合等の措置の検討と毅然とした対応

3 転居情報を把握できる仕組みづくりと地方公共団体での確実な継続支援の実施

- ① 転居前後の具体的な情報の共有、転居情報を把握できる仕組みづくりの検討

4 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価

- ① 多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有
 - ・複数機関の視点をもって意見交換・協議を行い認識を共有
 - ・子どもの意見の適切な聴取と意見を尊重した対応
 - ・子どもの訴えと保護者の訴えが異なる場合や関係機関間のリスクの認識のずれや違和感を放置せずリスクを再評価し対応
- ② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

5 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上

- ① 専門職の配置も含めた体制の充実と強化
- ② 適切な対応につなげるための相談技術の向上
 - ・対応すべき基本的な事項について点検を実施
 - ・各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進

6 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

- ① 検証の積極的な実施
 - ・転居を繰り返す事例に対する複数の自治体による検証の実施
- ② 検証結果の虐待対応への活用
 - ・研修等での活用により、検証結果からの学びを引き継ぐ